

只木ゼミ夏合宿第2問検察反対尋問レジュメ

文責：2班

- 5 1. 弁護側は正犯性解消説に立つ旨を述べているが、同説はあくまで共同正犯における正犯性に解消を基礎づける説であるので、正犯性解消説に立つ場合、どのように広義の共犯関係の解消を説明するのか。なぜ共同正犯においてのみ、因果的共犯論から離れた独自の説に従うのか。
- 10 2. 弁護側は結果的加重犯の共同正犯について、結果的加重犯の成立につき過失を必要とする説を採用するが、ここで言う過失とはどのようなものを意味するのか。また、過失を必要とすることは、条文に書かれていない構成要件を新しく付け加えているという点で罪刑法定主義に抵触しないか。

以上